

学校法人会計について

■学校法人会計の特徴と企業会計との違い

学校法人は、それぞれの学校の理念に基づいて教育・研究を行い、社会に有為な人材の育成を行うこと、研究活動によって得た成果は社会に還元することを目的としています。その収入の多くは、学生生徒等の納付金や国・地方公共団体からの補助金で構成されています。教育・研究活動を継続的に行うためには、施設・設備や教職員などの人員が必要であり、教育研究環境を整備し充実させるための資金や財産の管理だけでなく、財務状況を正確に把握し健全な経営をしなければなりません。

また、国または地方公共団体から補助金の交付を受ける私立学校法人は、「私立学校振興助成法」により「学校法人会計基準」に基づいて会計処理を行い、財務の面から教育研究活動が円滑に遂行されたかどうかを知り、所轄官庁に対して下記の計算書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）を作成し報告するよう義務づけられています。

一方、企業会計は、利益の追求を主な目的とし収益と費用からその事業状況を明確にし、その経営成績を知ることで収益力を高める経済活動です。学校会計とはその事業目的に違いがあり会計処理方法も異なります。

私学を取り巻く経営環境の変化などにより公教育を行う学校法人の経営状況について在学生・保護者をはじめ学内外に対して、財務状況を公開し、わかりやすく説明責任を果たすよう求められています。こうした趣旨から、平成 27 年度に「学校法人会計基準」が一部改正され、よりわかりやすい計算書類となりました。

従来の学校法人会計基準では、資金の流れは「資金収支計算書」、損益については「消費収支計算書」で表していました。しかし、どちらも収入と支出を一覧で表記するだけであり企業会計の損益計算書やキャッシュ・フロー計算書のように区分表示されていないため活動内容ごとの収支状況が把握できない上、利用者自身で収入合計と支出合計を組み替えて計算し直さないと数字がつかめませんでした。

そこで、今回、「活動区分資金収支計算書」や「事業活動収支計算書」でも区分表示を行い、恒常的な教育活動収支と臨時的な収支といった活動内容ごとの収支（損益）について明らかにする形に改正され基本金組入前の損益と、組入後の損益を分けて開示する形式に改められ、これにより継続的な損益が読み取りやすくなった上、内訳表では部門ごとの収支状況が分かるようになりました。

(比較表)

	学校法人会計	企業会計
事業の目的	教育研究活動	利益追求のための経済活動
会計処理方法	学校法人会計基準	企業会計原則
計算書類	資金収支計算書 事業活動収支計算書 貸借対照表	キャッシュフロー計算書 損益計算書 貸借対照表
基本的な財産	基本金 (永続的に保持する自己所有資金)	資本金 (株主出資)
利害関係者	学費支弁者、国・地方公共団体等、 寄附者など	株主、債権者等
利益配当等	なし (収支均衡が原則)	あり (株主配当・社内留保など)

■ 計算書類

資金収支計算書

当該会計年度（4月1日～翌年3月31日）に行った諸活動に対応する全ての資金の動きを記録することにより当該年度の収入と支出の内容を明らかにする計算書です。

活動区分収支計算書

「資金収支計算書」を組み替えて資金の動きを3つの活動（教育活動、施設設備等活動、その他の活動）に分類しそれぞれの活動ごとの資金の流れを明確に表す計算書です。

これにより、企業会計のキャッシュフロー計算書と同じような区分となり資金の流れがつかみやすくなりました。

学校会計	企業会計
活動区分資金収支計算書	キャッシュフロー計算書
教育活動による資金収支	営業キャッシュフロー
施設整備等活動による資金収支	投資キャッシュフロー
その他の活動による資金収支	財務キャッシュフロー

事業活動収支計算書

当該会計年度の事業活動収支の内容と均衡状態を明確に表すものです。教育・研究の永続的な発展のため、収支の均衡を示すことを目的としています。その年度の純粋な収入と支出の均衡状態をあらゆる財務書類となり、その年度の収支がどうであったかがわかり、経営状況を表すことができます。

また、収入と支出を経常的な収支「教育活動収支」、「教育活動外収支」と臨時的な収支「特別収支」の3つに分類し、それぞれの区分で収支を明らかにしています。

この帳票は、企業会計の損益計算書に相当しますが、「基本金組入」を表示する点が異なります。「基本金」は、企業会計の資本金とは異なり、学校法人独自の計算構造で、学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべき金額です。

貸借対照表

当該会計年度の期末（年度末）における資産・負債・資本金および収支差額を把握し、財政状態の健全性を表すものです。

学校法人会計の主な科目

■資金収支・事業活動収支計算書に共通の科目

学生生徒等納付金

授業料・施設費・入学金等の学生・生徒から納入されたもので、収入のうち最も大きな役割を占めます。

手数料

入学検定料や証明発行手数料などです。

寄付金

金銭やその他の資産贈与された収入で、用途指定のある「特別寄付金」（指定寄付金、受配者指定寄付金など）と用途指定のない「一般寄付金」があります。

付随事業・収益事業収入

外部から研究等の委託を受ける受託事業収入や資格取得支援・講座受講料などの教育活動に付随する活動にかかる事業の収入です。

受取利息・配当金収入

預貯金などの利息や配当金などの収入です。

雑収入

上記の各収入に含まれない収入や、預休日における学外団体への施設の賃貸などの収入です。

人件費

専任教職員、非常勤講師、契約職員などに支給する「年俸・期末手当・各種手当」などがあります。

教育研究経費

教育・研究活動や学生・生徒の学習支援・課外活動支援に支出する経費のことです。
消耗品費・印刷製本費・光熱水費・旅費交通費・奨学費・修理費・賃借料・委託費などがあります。

管理経費

総務・人事・経理業務や学生・生徒募集活動など、教育・研究活動以外の活動に支出する経費です。
教育研究費と同様の科目がありますが、それ以外に広報費・渉外費などがあります。

予備費

予算編成時において予期しない支出に対処するために設けてあるものです。

■資金収支計算書にだけに表示される科目

補助金収入

国や地方公共団体などから交付される補助金です。施設・設備に関する補助金も含まれます。

資産売却収入

土地などの資産の売却に生じる収入です。

前受金収入

翌年度分の授業料・施設費などの学生生徒等納付金であり、当年度において、翌年度の諸活動に対する資金として納入された収入です。

その他の収入

学生生徒等納付金から前受金収入までの各収入に含まれない収入です。

前年度繰越支払資金

前年度より繰り越された現預金額です。

資金収支調整勘定

その年度における支払資金の実際の収入と支出だけで計算したのでは不十分なため、前年度以前に収入支出されたもので当年度の活動に属するもの、翌年度以降に収入・支出となるが当年度の活動に属するものも含めて計算します。

資金の実際の収支を、当年度の諸活動に対応する収支に修正する取引に用いる勘定のことを「資金収支調整勘定」といい、「資金収入調整勘定」と「資金支出調整勘定」があります。

資金収入調整勘定

「期末未収入金」：当年度中に収受すべき収入のうち、入金が翌年度以降になるものです。

「前期末前受金」：当年度中に収受すべき収入のうち、前年度までに入金済のものです。

資金支出調整勘定

「期末未払金」：当年度中に支払うべき支出のうち、翌年度以降に支払うものです。

「前期末前払金」：当年度中に支払うべき支出のうち、前年度までに支払済のものです。

施設関係支出

土地、建物、構築物、建設仮勘定などの支出をいいます。

建物は、附属する電気・給排水・冷暖房・昇降機などの施設設備を含みます。

建設仮勘定は、建物・構築物・機器備品などを建設・製作するときの完成するまでの支出額で、完成した後には該当する科目〔建物など〕に振替えます。

設備関係支出

教育研究用機器備品、その他の機器備品、図書、車両などの支出をいいます。

備品は、機器設備や工具・器具などで、耐用年数が1年以上、その価額が一定額以上（本学は20万円以上）のものをいいます。

その他の支出

人件費支出から資産運用支出までの各支出科目に含まれない支出です。

翌年度繰越支払資金

当年度の収入・支出が確定した時点での願預金残高のことで翌年度に繰り越されます。

■事業活動収支計算書にだけに表示される科目

寄付金

土地、建物、物品など、現金以外のもので寄贈された受贈額も「現金寄付」含まれます。

経常費等補助金（教育活動収支）

国や地方公共団体などから交付される補助金のうち、施設設備補助金以外の補助金です。

その他の特別収入（特別収支）

国や地方公共団体などから交付される補助金のうち、施設設備補助金で臨時的な補助金を示す。

退職給与引当金繰入額

教職員が退職した場合には、退職金支給規程に基づいて退職金が支払われます。退職金の額は勤続年数に応じて毎年増額していきます。その支払いの原因は教職員の勤務する各年度に生じていると考えて、実際の退職金支払いに先立って、予め、毎年度に負担額を消費支出（退職給与引当金繰入額）として計上することが、消費収支の均衡を維持するうえで必要とされるものです。

減価償却額

固定資産のうち建物・構築物・機器備品などは、時の経過や陳腐化などによってその価値が減少します。価値が減少するものとして減価償却を行い、取得原価を毎年度の消費支出に費用配分するものです。

※ 直接にはお金の支出は伴いません。

資産処分差額

不動産などを売却し、その売却収入が帳簿残高を下まわった場合、その差額を計上します。

また建物・構築物などの取壊しや、使用不能になった機器備品を除却処分にした場合、処分時点の帳簿残高を計上します。 ※ 直接にはお金の支出は伴いません。

徴収不能額等

未収入金のうち、徴収不能と判断された額です。

基本金組入額

学校法人が諸活動の計画に基づき、教育研究の維持・充実に必要な資産（校地、校舎、機器備品、図書など）を継続的に保持するための金額であり、帰属収入から組入れた金額で、第1号基本金から第4号基本金があります。

第1号基本金 = 設立当初に取得した固定資産や規模の拡大もしくは教育の充実向上のために取得した固定資産の額

第2号基本金 = 将来取得する固定資産にあてる金銭その他の資産の額

第3号基本金 = 奨学金などの基金として継続的に保持し、運用する金銭その他の資産の額

第4号基本金 = 恒常的に保持すべき資金

※支払資金の不時の不足に充てるため、学校法人が過年度決算における消費支出（退職金、減価償却は除く）の最高額 1/12

■貸借対照表にだけに表示される科目

有形固定資産

1年を超えて使用される有形の資産のことであり、土地や建物、備品（教育研究用機器備品、管理用機器備品）などです。

有価証券

国債・地方債・社債・金融債・株式などがありますが、会計年度末後1年を超えて保有する目的のものは「その他の固定資産」に計上します。一時的（短期的）な保有を目的とするものは「流動資産」に計上します。

特定資産

使徒が特定された預貯金のことです。

校舎その他の施設の増設や改築、機器備品その他の設備の拡充や買い替え、退職金の支払いなど、将来の特定の支出に備えるために資金を留保した場合に設ける勘定科目です。このような資金留保は、経営方針に基づく長期的な資金計画によって実行されます。

その他の固定資産

有形固定資産・特定資産以外の固定資産で、有価証券などのことです。

現金預金

現金、銀行の各種預金、郵便預金などです。

「現金預金」の額は、資金収支計算書の「次年度繰越支払資金」と一致します。

長期借入金と短期借入金

長期借入金は、返済期限が年度末後1年を超えて到来する借入金で、「固定資産」に計上します。

短期借入金は、返済期限が年度末後1年以内に到来する借入金で、「流動負債」に計上します。

預り金

給与・報酬などにかかる源泉所得税、住民税など学校法人の帰属収入にならない、他に支払うための一時的な金銭の受入額をいいます。